

【勤務地:東京都区内】

期間業務職員の採用について（障害者雇用）

内閣官房内閣人事局では、障害者雇用の一環として、障害者を対象とした期間業務職員を次のとおり募集いたします。

<u>職 種</u>	一般事務
<u>雇用形態</u>	非常勤
<u>雇用期間</u>	平成30年12月1日から平成31年3月31日 ※ 雇用開始期間についてはご相談の上、決定します。 ※ 雇用期間終了後、勤務実績を踏まえ更新することも可能です。 ※ 採用後、1ヶ月間は条件付採用期間となります。
<u>応募資格</u>	1 次に掲げる手帳等の交付を受けている方 ※下記の手帳等は応募時及び面接試験日当日において有効であることが必要です。 ① 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。） ② 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 ③ 精神障害者保健福祉手帳 2 パソコン操作（エクセル、ワードを使って、定型フォームへの入力）が出来ればなお可

なお、以下に該当する方は応募できませんのでご了承ください。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員になることができない者
 - 成年被後見人、被保佐人
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

勤務時間

9：30～18：15

※勤務時間については、1日6時間から7時間45分の間でご相談のうえ、決定します。

休憩時間

12：00～13：00までの60分

日給

6,310円～9,790円/日

(勤務時間及び経験年数による)

通勤手当(月額55,000円以内)

住居手当(支給条件に該当する方のみ、月額27,000円以内)

超過勤務手当(実績に応じて支給されます)

賞与(一定の条件を満たした場合、支給されます)

退職手当

一定の条件を満たした場合、退職手当が支給されます。

休日

土日祝日

休暇

一定の条件を満たした場合に付与

就業場所

東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館

加入保険

雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入。

仕事内容

一般事務の補助(パソコン入力、ワープロ・表計算等による文書の作成)及び雑務(コピー、資料整理、シュレッダー)等

採用人数

1名

応募方法

履歴書(顔写真貼付)

次の宛先まで郵送願います。

<あて先及びお問合せ先>

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館
内閣官房内閣人事局職員係
期間業務職員採用担当

電話 (03) 6257-3732

募集期限

平成30年11月22日(木) 必着

面接等

書類選考後、面接日をお知らせします。(就労支援機関様同席可)
応募書類は返却いたしません。返却をご希望の場合はご連絡ください。

※ 採用後は、マイナンバーカードを身分証として使用することとしておりますので、あらかじめカード取得を手續して頂くこととなります。